



## 第2章 施設整備マニュアル



---

## 整備マニュアルの考え方

条例及び規則に基づく施設整備を行う際の「整備すべき箇所」及び「整備基準」等を解説した整備マニュアルの考え方は、次のとおりである。

- 1 マニュアルで示している「整備すべき箇所」及び「整備基準」等は、規則の規定に基づいている。
- 2 マニュアルの「その他の注意事項」とは、特に規則に規定されていないが、すべての人が公益的施設を安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき事項として、望ましい整備水準を示したものである。
- 3 マニュアルの図解は、「整備すべき箇所」、「整備基準」及び「その他の注意事項」を具体的に図に表したものである。なお、「整備すべき箇所」及び「整備基準」については、できるだけ明確にし、また他と区別できるように表示することに努めた。
- 4 解説の図中においては、整備基準を満足する事項を●印、整備基準に準ずると考えられる事項を○印で示した。